

第3編 公共下水道事業

VI その他

VI-1. 参考資料

(1)維持管理費

下水道事業の管理運営に要する経費で減価償却費・支払利息などの資本費に対する用語。「人件費」（職員の給与費等）及び「物件費」（管渠の清掃費、電気代等の光熱費、薬品費、施設の補修費、委託費等）の合計額をいう。

(2)SS（浮遊物質）

下水中の浮遊物質の量を測る目安。ろ過又は遠心分離によって分離される物質を mg/l (ppm) であらわしたもので、無機性のものと有機性のものがある。汚濁の有力な指標のひとつである。

(3)汚水

一般家庭からの生活排水（生活雑排水、し尿）又は工場や事業場などからの産業排水のことをいう。

(4)汚泥（おでい）

下水処理場、浄水場、工場廃水処理施設などから発生する泥状物質の総称。

(5)管渠（かんきょ）

一般的に言われる「下水管」。市内には汚水のみを流す汚水管渠と雨水のみを流す雨水管渠がある。

(6)計画人口

汚水処理における計画汚水量算定の基礎となるものであり、計画区域に関する都市計画その他の長期計画を参考にして計画目標年次における発展状況を想定して算定した計画区域内における人口。

(7)下水

下水道法第2条で「生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水又は雨水をいう。」と定義されている。

(8)下水道

下水道法第2条で「下水を排除するために設けられる排水管、排水きょその他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（し尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設、貯留施設その他の施設の総体をいう。」と定義されている。

VI-1. 参考資料

(9) 下水道事業計画認可

公共下水道又は流域下水道を設置しようとする際、あらかじめ、その管理者が事業計画をつくり、国土交通大臣の許可を受けることが必要である。これを下水道事業計画認可という。

(10) 下水道使用料

公共下水道の維持管理費等を賄うため、水道使用水量等に基づき使用者が負担する使用料。滞納分については、地方自治法に基づき、強制徴収公債権として、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

(11) 下水道普及率

下水道の整備状況を表す指標として用いられている。普及率には、面積普及率（市街地面積に対する管渠整備面積の割合）及び処理人口普及率（総人口に対する下水道処理区域内人口の割合）等があるが、現在では専ら処理人口普及率が使用されている。

(12) 高級処理

下水を標準活性汚泥法、活性汚泥法変法、標準散水ろ床法等によって処理することをいい、現在の下水処理において主流をなしている処理である。

(13) 高度処理

通常行われる二次処理より高度な水が得られる処理をいう。通常の二次処理の除去対象水質（BOD・SS等）の向上を目的とするもののほか、二次処理では十分除去できない物質（窒素・リン等）の除去率向上を目的とする処理を含む。

(14) 合流式下水道

汚水、雨水を分離することなく同一の管渠で排除する方式で、古くから下水道事業を行っている都市で採用されているが、最近では分流式が主流となっている。分流式下水道に比べると、経費・施行方法などの点で容易な反面、改善を必要とする場合も生じやすい。

(15) 市街化区域

都市計画においては、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、都市計画区域をおおむね10年

VI-1. 参考資料

以内に市街化を図るべき区域と、市街化を抑制すべき区域に分け、前者を市街化区域という。なお、後者は市街化調整区域といい、両区域の線引きの変更は地域の状況に応じて行われる。

(16) 終末処理場

下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために、下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。施設名としては、下水処理場、浄化センター、環境センターなどとされている。

(17) 受益者負（分）担金

下水道の布設により利益を受ける者が、その建設費の一部を負担するという考えにより、条例で定められた額に基づき納付する負（分）担金。

公共下水道事業における受益者負担金の計算方法は単価×面積で、納付については、5年分割又は一括納付（希望者）となる。

(18) 水洗化率

公共下水道の終末処理場により下水の処理が開始されると、処理開始の日から3年以内に処理区域内のくみ取便所は水洗化（汚水管の公共下水道への連結）しなければならないことになっているが、経済的理由などにより、処理区域内においても完全水洗化には至っていないのが実状である。水洗化率は「処理区域内人口」に対する「水洗化人口」の割合である。

(19) 都市計画区域

下水道事業においては、都市計画は、普通都道府県が指定した区域について、土地利用、都市施設整備、市街地開発事業等を計画するものであり、この区域を都市計画区域という。

(20) 排水区域・処理区域

排水区域は、公共下水道により下水を排除することができる地域で、公示された区域である。処理区域は、下水を終末処理場により処理することができる地域で、公示された区域である。

VI-1. 参考資料

(21) BOD (生物化学的酸素要求量)

溶存酸素のもとで水中の分解可能性有機物質を生物化学的に分解するのに必要な酸素量を mg/l(%)で示したもので水質汚濁の重要な指標のひとつである。

(22) 負担区分

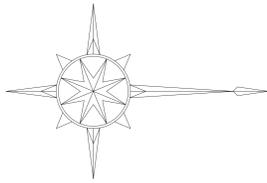
下水道使用料の設定に当たっては、その受益者に応じて適正な費用分担がなされなければならない。現在では下水道の公共的役割と私的役割を総合的に考慮し、「雨水＝公費、汚水＝私費」の原則が確立している。

(23) 不明水

汚水の処理水から、使用料対象水、区域外受入れ汚水、その他経費的負担をすべき者が明らかなものを除いたもの。計画汚水量を定めるときにはあらかじめ一定量の地下水量を見込むこととされている。

(24) 分流式下水道

汚水と雨水を別々の管渠に集めて排除する下水道。汚水だけが処理施設へ流入し、雨水吐き口から河川に排出される。

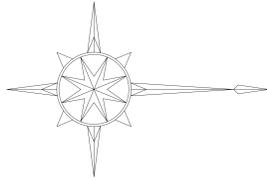


別府市公共下水道全体計画 下水道計画一般図（污水）



凡 例	
	全体計画区域界
	処理分区界
	幹線管渠
	汚水ポンプ場
	終末処理場

別府市公共下水道全体計画				
図面名称	下水道計画一般図（污水）	設計番号		
縮尺	1/10,000	製図年月日	令和4年度	図号
				1/1
別府市上下水道局下水道課				



別府市公共下水道事業 計画一般図 (雨水)



凡例

	全体計画区域界
	排水区域界
	事業計画区域(既計画)
	雨水幹線(事業計画)
	雨水幹線(全体計画)
	雨水ポンプ場

別府市公共下水道事業計画			
図面	下水道計画一般図(雨水)	設計番号	
縮尺	1/10,000	製図年月日	令和3年度
		図	1
		番	1
別府市上下水道局下水道課			